

補助対象経費（町内会等分）

経費区分		補助事業の対象となる経費
賃金		町内会等の構成員に対するものは対象外とする。
報償費		町内会等の構成員に対するものは対象外とする。
旅費		講演会等に係る講師旅費（飲食に係るものを除く。）は、実際に要した金額の範囲内について対象とする。ただし、町内会等の構成員に対するものは対象外とする。
需用費	消耗品費	紙、プリンタインク、文具、写真代、ふるまい、景品等の消耗品
	燃料費	事業実施に必要な機械器具等の燃料代
	食糧費	懇親会及び町内会等の構成員に対するものは対象外とする。
	印刷製本費	チラシ・パンフレットの作成に係る印刷費（デザイン・レイアウトを含めた外部発注費用等を含む。）コピー代等
	修繕費	集会所、だんじり等の修繕
役務費	通信運搬費	切手代その他の郵送料。ただし、電話、FAX、インターネット等の通信料は対象外とする。
	広告料	チラシ等の新聞折込料、広告掲載費等
	保険料	イベント保険、ボランティア保険等
委託料		作業等を外部に委託する必要が認められないものは対象外とする。
使用料及び賃借料		会場使用料、車両借上料、機械器具等の借料又は損料。ただし、町内会等が所有し、又は賃貸する施設に係る使用料は対象外とする。
原材料費		各種啓発のための資材、調理実習の食材（販売を目的とするものは、対象外）その他事業の実施に必要な資材の購入費
備品購入費		町内会等の活動及び事業実施に必要な備品

経常的な経費及びこの要綱の趣旨に合致しないと認められる経費は、補助対象経費から除く。

この要綱によらない国、県、市及びその他の団体からの補助金等があるときは、これらの額を補助対象経費から控除する。